

総務委員会会議記録（第3号）

令和6年12月17日

福島県議会

1 日時

令和6年12月17日（火曜）

午前 11時12分 開議

午前 11時21分 閉会

2 場所

総務委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」（第1号に添付）のとおり

4 出席委員

委員長	高 宮 光 敏	副委員長	渡 辺 康 平
委員	渡 辺 義 信	委員	宮 川 えみ子
委員	水 野 さちこ	委員	三 村 博 隆
委員	江 花 圭 司	委員	猪 俣 明 伸

5 欠席委員

委員 古 市 三 久

6 議事の経過概要

（午前 11時12分 開議）

高宮光敏委員長

開議に先立ち、古市三久委員より欠席する旨の届出があったので報告する。

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開く。

初めに、12月13日の人事委員会事務局及び出納局の審査において提出を求めた資料を手元に配付しているので確認願う。

また、出納局の審査における執行部の答弁について、出納総務課長より発言を求

められているので、これを許す。

出納総務課長

13日の審査の際に猪俣委員から質問のあったキャッシュレス決済等に係る手数料等に関する答弁で、取扱手数料は1件につき40円程度と述べたが、1件につき62円に訂正する。また、基本料は毎月1万円程度と述べたが、キャッシュレス決済等の取りまとめ業務に係る費用として、収納代行業者に月5万5,000円を負担していると訂正する。

高宮光敏委員長

ただいまの件については、了承願う。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時13分 休憩)

(午前 11時14分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより、本委員会に付託された知事提出議案15件を一括議題とする。

既に付託された議案の審査が終了し、他の委員会の採決も終了しているので、これより議案の採決に入って異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、議案の採決を行う。

初めに、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外12件を一括採決する。

お諮りする。

知事提出議案第1号のうち本委員会所管分、同第2号、同第9号、同第14号、同第15号、同第23号、同第30号、同第31号、同第41号、同第42号のうち本委員会所管分、同第51号、同第53号及び同第54号、以上13件は、一括原案のとおり可決または承認すべきものと決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認める。よって、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外12件は、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定した。

次に、本委員会に付託された知事提出議案第50号外1件を一括採決する。

お諮りする。

知事提出議案第50号及び同第52号、以上2件は、一括原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立多数。よって、知事提出議案第50号外1件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

次に、本委員会に付託された議員提出議案4件を一括議題とする。

先日の方向づけ等を踏まえ諮る。

初めに、議員提出議案第59号は、原案のとおり可決すべきものと決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認める。よって、議員提出議案第59号は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

次に、議員提出議案第62号については、先日の委員会において、可決、否決と意見が分かれたので、直ちに採決する。

お諮りする。

議員提出議案第62号は、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立少数。よって、議員提出議案第62号は、否決すべきものと決定した。

次に、議員提出議案第60号及び同第61号、以上2件については、先日の委員会において、可決、否決、継続と意見が分かれたので、まず、継続審査について諮る。

議員提出議案第60号及び同第61号、以上2件は、一括継続審査すべきものと決す

るに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立少数。よって、議員提出議案第60号及び同第61号、以上2件は、一括採決する。

お諮りする。

議員提出議案第60号及び同第61号、以上2件は、一括原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立少数。よって、議員提出議案第60号外1件は、いずれも否決すべきものと決定した。

次に、本委員会に付託された請願13件を一括議題とする。

先日の方向づけ等を踏まえ諮る。

初めに、請願33号及び同37号から同43号まで、以上8件は、一括採択すべきものと決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認める。よって、請願33号外7件は、いずれも採択すべきものと決定した。

次に、請願34号から同36号まで、以上3件については、先ほど否決すべきものと決定した議員提出議案第60号から同第62号までとそれぞれ関連する請願である。

お諮りする。

請願34号から同36号まで、以上3件は、一括採択すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立少数。よって、請願34号外2件は、いずれも不採択とすべきものと決定した。

次に、請願44号及び同45号、以上2件については、先日の委員会において、採択、継続と意見が分かれたので、まず継続審査について諮る。

請願44号及び同45号、以上2件は、一括継続審査すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立多数。よって、請願44号外1件は、いずれも継続審査すべきものと決定した。

次に、議会閉会中の継続調査事件について諮る。

- 地方分権・行財政改革の推進について
- 市町村の振興について
- 私学振興対策について
- 公立大学法人の整備充実について
- 危機管理対策について
- 入札制度改革について
- 県政の広報広聴について

以上の7件については、なお慎重に調査する必要があると認められるため、閉会中もなお継続調査することとし、この旨議長に申し出ることとして異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

なお、委員長報告の作成については委員長に一任願う。

以上で、全部の議事を終了した。

これをもって、12月定例会における総務委員会を閉会する。

(午前 11時21分 閉会)